

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.019

処 分 名	消防用設備等の設置維持命令
処 分 の 概 要	防火対象物において、消防用設備等が設備等技術基準に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該設備等技術基準に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第17条の4第1項
処 分 基 準	◎防火対象物において、消防用設備等が設備等技術基準に従って設置され、又は維持されていないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第17条の4第1項 消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における消防用設備等が設備等技術基準に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等技術基準に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

■消防法

第17条第1項 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。